

江戸川区

「被保護者健康管理支援事業業務委託」に係るプロポーザル実施要領

令和8年9月

江戸川区福祉部生活援護管理課

1 募集の目的

本委託業務は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 8 に規定する被保護者健康管理支援事業について、「被保護者健康管理支援事業の手引き（第 2 版）」（以下「手引き」といいます。）に基づき、生活保護受給者（以下「被保護者」という。）の医療レセプトデータ（以下「レセプトデータ」といいます。）、健診データ等を活用し、生活習慣病の発症予防・重症化予防対象者等の選定及び生活支援を行い、生活習慣の改善及び適切な医療機関の受診・服薬管理等を実施することにより、被保護者の健康状態及び生活の質の向上並びに医療扶助費の適正化を図ることを目的とします。

つきましては、委託事業者の選定に当たり、本事業実施のために必要な実施体制、業務実績、危機管理体制等を選定指標とし、プロポーザルにより実施します。

2 委託業務の概要

(1) 件名 「被保護者健康管理支援事業業務委託」

※ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 8 に規定する被保護者健康管理支援事業の業務委託です。

(2) 委託業務内容／履行場所

委託業務内容	履行場所
① 健康状態の把握	生活援護管理課指定の場所
② 状態に応じた個別的支援 (ハイリスクアプローチ)	
③ 健康教育や普及・啓発等 (ポピュレーションアプローチ)	

詳細は、別紙「被保護者健康管理支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」といいます。）」を参照してください。また、履行場所は、現時点での想定に基づき設定していますが、より効果が見込まれる手法等の提案は可能です。

(3) 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※ 本プロポーザルにより決定された事業者と随意契約協議を行います。適正化の視点等を含め委託効果があると認められた場合、業務委託範囲と方法等を協議しながら概ね 5 年の範囲内で特命随意契約を継続することがあります。

(4) 見積限度額(税込)

29,406 千円

※ 本契約に係る予算額は、令和 9 年江戸川区議会第 1 回定例会において、令和 9 年度予算が可決されたときに成立します。

※ 上記金額には、本業務委託を行うに当たり必要な経費全てを含むものとします。

3 プロポーザル参加資格

(1) 本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる事項を参加申込書の提出時点で全て満たす者としします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による欠格条項に該当していないこと。

イ 東京都又は区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていないこと。また、受けることが明らかでないこと。

ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立

て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされる等、客観的に経営不振の状態であることが明らかである状態でないこと。

エ 宗教活動や政治活動を目的としないものであること。

オ 直近 3 年間で国税又は地方税を滞納していないこと。

カ 次に掲げる事項を全て満たしていること。

（ア） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は同条第 6 号の規定に該当しないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 10 月 1 日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当しないこと。

（イ） 役員等（本プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいいます。）に暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人でないこと。

（ウ） 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人でないこと。

キ プライバシーマークの付与又は ISMS の認証を受けていること。

ク 令和 6 年度以降、本委託業務の全部又は一部について同等又は類似する業務の実績を有すること。

（2） 企画提案書の提出者が契約締結までの間に上記（1）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。また、提出された書類に虚偽があった場合についても同様とします。

4 日程

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとします。ただし、本区の都合により予定を変更する場合もあります。

日程	事項
令和 8 年 9 月 18 日（金）	実施要領の公表
令和 8 年 9 月 30 日（水）	質問書・参加申込書の提出期限
令和 8 年 10 月 6 日（火）	質問書の回答
令和 8 年 10 月 9 日（金）	企画提案書の提出期限
令和 8 年 10 月 29 日（木）	一次審査結果通知発送
令和 8 年 11 月 11 日（水）	二次審査（プレゼンテーション）
令和 8 年 11 月 16 日（月）	二次審査結果通知発送
令和 8 年 11 月中旬～12 月中旬	仕様の調整、契約準備手続
令和 9 年 4 月 1 日（木）	令和 9 年度業務委託開始

5 審査

（1） 審査及び選定について

「9 評価基準」に基づき、選定委員会において審査を行います。

一次審査として、書類審査を実施し、上位 2 社を一次審査通過者として選定します。

（審査を行ううえで提案書の内容に確認事項がある場合は、担当課から照会することがあります。）

二次審査では、提案書類を用いてプレゼンテーションを実施します。なお、プレゼンテーションの日程は一次審査通過者に別途連絡します。

選定委員による一次審査及び二次審査の評価点の合計点により順位付けを行い、最も得点が高い事業者を契約候補者に選定します。

なお、同点の事業者がいる場合は、選定委員会で協議のうえ、順位を決定します。

(2) 結果の公表について

審査により決定した選定結果は、辞退届を提出した事業者を除き、書面で通知するとともに、区のホームページに掲載します。なお、審査の詳細（審査内容・選考過程等）についての問い合わせには回答しませんのでご承知おきください。

6 参加手続

(1) 関係書類の配布について

プロポーザル実施要領、仕様書、参加に関する申込書等の様式は、区ホームページからダウンロードしてください。（※入力後、PDF 形式にて提出してください。）

(2) 参加申込み

LoGo フォームにて「参加申込書（様式1）」を提出してください。

【提出期限】 令和8年9月30日（水）正午【厳守】

(3) 質問書の受付

LoGo フォームにて「質問書（様式2）」を提出してください。

【提出期限】 令和8年9月30日（水）正午【厳守】

(4) 質問への回答

質問内容を取りまとめ、すべての参加者に対し、電子メールで回答を送付します。

※質問事業者名は非公表としますので、質問者が特定できる内容を記載しないでください。

※審査に関する質問、本プロポーザルに直接関係しない質問、不適切な質問への回答はしません。

【回答日】 令和8年10月6日（火）（予定）

(5) プロポーザル提出書類の提出

「7 提出書類について」に掲げる書類一式を郵送（書留郵便推奨、必着）又は持参により提出してください。

・郵送の場合は、発送後郵送で提出した旨を電話で連絡してください。なお、郵送費は応募者の負担とします。

・持参の場合は、提出日の前日（平日に限る。）午後5時までにあらかじめ電話で連絡のうえ、来庁の予約をしてください（受付は平日の午前9時から午後5時まで）。

【提出期限】 令和8年10月9日（金）午後5時【厳守】

(6) 参加の辞退について

参加申込書（様式1）の提出以後、参加を辞退する場合は、LoGo フォームにて「参加辞退届（様式3）」を提出してください。

【提出期限】 令和8年10月9日（金）午後5時【厳守】

LoGo フォーム : https://logoform.jp/f/iq9Th

7 提出書類について

審査対象事業者に対して、以下の書類の提出を求めます。

No.	提出書類	様式	部数
1	企画提案書等提出届	様式 4	1 部
2	事業者概要（パンフレット等がある場合、併せて 1 部）	様式 5	1 部
3	企画提案書（副本については、事業者名及び事業者が特定できる事項が見えないようにしてください）	様式 6 A 4 判	原本 1 部 副本 1 部
4	見積書	任意	各 1 部
5	法人登記簿謄本	原本	1 部
6	決算報告書（直近 3 年分）	写し	1 部
7	法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（直近 3 年分）	原本	1 部
8	プライバシーマーク又は ISMS の認定証	写し	1 部
9	地方公共団体において、仕様書 6（1）～（3）の全て又はいずれかの受託実績が確認できる書類（契約書の写し等）の直近 3 年分（令和 6 年度～令和 8 年度）	写し	1 部

※ No. 2～4 の書類については、電子データ（PDF 形式、CD-R 又は DVD-R）1 部も提出

8 企画提案書の作成

以下の【企画提案書記載方法】に基づき、企画提案書を作成してください。

提案記載項目は次の 6 項目です。原則として様式 6 により作成し、提出の求められていない資料を添付するなど過大なものとならないよう留意願います。

- （1）実施方法
- （2）業務実績
- （3）危機管理
- （4）人員配置・人材確保
- （5）見積金額
- （6）提案事項※

※ 仕様書に記載のない事項についても、区が効果的と判断した「提案」について、区と事業者と協議し、両者合意のうえで仕様書の一部を変更することがあります。

【企画提案書記載方法】

（1）実施方法

仕様書に記載する業務について、効率的・効果的に実施できることを確認できるよう、以下の点について記載してください。

- ア 本業務における考え方及び強み・優位性について
本業務の実施に当たり、事業者としての考え方及び強みや優位性について記載してください。
- イ 各業務の具体的な実施方法・実施内容について
以下の各業務について、実施方法及び実施内容を具体的に記載してください。
 - （ア）健康状態の把握に係る業務
 - （イ）状態に応じた個別的支援に係る業務
 - （ウ）健康教育や普及・啓発等に係る業務
- ウ 委託業務開始までの準備スケジュールについて、具体的に記載してください。

【参考】江戸川区被保護者データ

		R4	R5	R6	R7
健診未受診者対策	対象人数	5,772 人	5,662 人	5,556 人	5,466 人
	受診人数	1,168 人	1,206 人	1,178 人	1,137 人
	受診率	20.24%	21.30%	21.20%	20.80%
重症化予防対策	実施人数	153 人	162 人	156 人	151 人
適正受診対策	実施人数	37 人	59 人	55 人	55 人

40 歳から 64 歳までの生活保護受給者数(令和8年9月1日現在)・・・5,929 人

医療レセプト件数(令和7年度実績)・・・447,910 件

(2) 業務実績(令和8年度を含め3年間)

本業務を受託するに相応しい業務実績を有することが確認できるよう、仕様書の 6 (1) ～

(3) の業務について、地方公共団体での受注実績を記載してください。

(3) 危機管理

個人情報保護、情報セキュリティ、法令順守の取組が適切になされることが確認できるよう、以下の点について記載してください。

ア 個人情報の保護に関する対策等について

職員に対する研修や本業務における個人情報の取扱い等、個人情報の保護に関する対策について、また、個人情報の漏洩等、インシデントが発生したときの対応について、具体的な取組を記載してください。

イ 情報セキュリティ、法令順守の取組について

情報セキュリティ保護対策（運用上の仕組みやルール）及び法令順守の取組について、具体的に記載してください。

(4) 人員配置・人材確保

本業務を安定的・効率的・効果的に運営できることが確認できるよう、以下の点について記載してください（経験年数は令和 8 年 4 月 1 日時点で算出してください）。

ア 健康状態の把握に関する業務

健康状態の把握に関する業務の人員配置について、①予定人数、役割、一人当たりの従事日数②当該業務の経験年数③当該業務に関する資格を有する場合はその資格名と保持者の人数について記載してください。

イ 状態に応じた個別的支援に係る業務

状態に応じた個別的支援に係る業務の人員配置について、①予定人数、役割、一人当たりの従事日数②当該業務の経験年数③当該業務に関する資格を有する場合はその資格名と保持者の人数について記載してください。

ウ 健康教育や普及・啓発等に係る業務

健康教育や普及・啓発等に係る業務の人員配置について、①予定人数、役割、一人当たりの従事日数②当該業務の経験年数について記載してください。

エ 人材確保等

安定的・効率的・効果的に業務を運営するための人材確保策、スキルアップのための研修、パンデミック等不測の事態における業務のバックアップ体制等について、具体的に記載してください。

(5) 見積金額

本業務を遂行するために必要とする受託金額を記入してください。その際、市場価格を過度に逸しない適正な価格となるよう、ご留意ください。

なお、見積額は、本区がその内容について詳細を把握できるよう、仕様書の6（1）～（3）別に積算根拠について可能な限り項目を細分化して示してください。

（6）提案事項

本事業をより効率的・効果的に実施するための提案が確認できるよう、以下の点について記載してください。

ア 仕様書の範囲内において、本業務を効率的・効果的に実施するための工夫があれば、具体的に記載してください。

イ 仕様書に記載のない事項について、本業務を効率的・効果的に実施するための提案事項があれば、具体的に記載してください。

【企画提案書作成に当たっての留意点】

（1）指定の書類については電子データ（PDF 形式、CD-R 又は DVD-R）を用意ください。紙による資料については、フラットファイル（A 4 判）に綴り、提出してください。

（2）表紙には、事業所名を記載します。ただし、副本については、事業所名及び事業者が特定できる事項（担当者名、ロゴマーク等）はマスキング（黒塗り）等を施し、見えないようにしてください（電子データも同様）。また表紙以外についても同様とします。

9 評価基準

本プロポーザルにおける評価基準は以下のとおりとします。

評価項目	細目	評価の視点	配点
実施方法	業務に対する考え方と本業務における強み・優位性	本業務の目的を正しく理解しているか	10
		本業務における強みや優位性が評価できるものであるか	
	業務の実施方法について	本業務について具体的に把握しており、今までの経験を活かし着実に業務を遂行できるか	30
		委託業務開始までの準備スケジュールは適切か	5
業務実績	本業務を受託するに相応しい業務実績について	受注期間、受注件数、受注金額等を鑑み、受注時だけでなく、契約後も信頼に値する実績を積み重ねているか	5
危機管理	個人情報保護、情報セキュリティ、法令順守の取組について	個人情報の保護に関する対策、インシデント発生時の対応は適切か	5
		情報セキュリティ保護対策、法令順守の取組は適切か	
人員配置・人材確保	業務を遂行するための適切な人員配置について	人数、業務の経験年数、資格保持者の有無等、業務を遂行するための人員配置は適切か	15
	安定的に業務を運営するための人材確保策等が適切か	安定的・効率的・効果的に人材を確保できる体制や研修体制は整っているか	10
		パンデミック等不測の事態における業務のバックアップ体制は適切か	
見積金額			10
提案事項	仕様内、仕様外の提案事項	仕様書の範囲内において、効率的・効果的に実施するための工夫があるか	10
		仕様書に記載のない事項について、効率的・効果的に実施するための提案があるか	
合 計			100

10 契約方法等について

契約候補者の選定後、事業者と業務の契約締結に必要な仕様等について、詳細を協議のうえ、本委託契約を締結します。また、契約の締結は江戸川区議会における、令和9年度の事業予算の成立を条件とします。

11 その他

(1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出書類は返却しません。

(3) 提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはありません。

ただし、江戸川区情報公開条例に基づき情報公開の請求があった場合において、同条例に規定する非開示情報（機密情報等）に該当しないものは提出した者の意向に関わらず、開示される場合があります。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。

(5) 本区が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(6) 以下のいずれかに該当する場合、当該事業者は失格（選定対象から除外）とするとともに、提出された企画提案書等を無効とします。

ア 提出期限を過ぎて各書類が提出された場合。ただし、事業者の責によるものでないときは、その限りではありません。

イ 提出書類に本区が求める内容が記載されていない等の不備又は虚偽の記載がある場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 本プロポーザルの公募開始後、本業務に関することで選定委員に接触を求めた場合

オ 見積書の金額が見積限度額を超えている場合

(7) 参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

(8) 本区が提供する資料は、このプロポーザル以外で使用してはなりません。

12 連絡先・提出先

江戸川区福祉部生活援護管理課医療援護係 担当：網倉（あみくら）、加藤（かとう）

住所：〒132-0031 江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス 3F

電話：03-6657-4722（直通）

LoGo フォーム：<https://logoform.jp/f/iq9Th>